

公売公告第12号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

下記により差押財産の公売をします。
国税徴収法第95条及び99条の規定により公告します。

令和8年2月24日

弘前市長 櫻 田 宏

公売財産、公売保証金見積価額		公売公告 別紙 1、2 のとおり
公 売 方 法		入 札
公 売 日 時	入 札	令和8年5月12日(火) 午後2時00分から午後2時10分まで
	開 札	令和8年5月12日(火) 午後2時10分
公 売 場 所		弘前市役所 前川本館2階 入札室
売却決定日時		令和8年6月2日(火) 午前11時00分
売却決定場所		弘前市役所 市民防災館2階 財務部収納課
代金納付期限		令和8年6月2日(火) 午前11時00分
買受人について の資格、その他 の要件	国税徴収法第92条及び108条の規定に該当する者は入札できません。	
	暴力団員等に該当する者は入札できません。	
	売却区分番号第1～2号については、農業委員会の発行する買受適格証明書の提出を要します。	
その他公売条件		公売公告 別紙 3 のとおり
<u>配当を受ける者の権利の申出について</u> この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる債権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を弘前市財務部収納課に申し出てください。		

公売公告第12号

公 売 財 産

売却区分番号 1

- | | | | |
|---|------------------|------------------|---|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 弘前市大字清野袋二丁目
1 4 番 1 4
畑
7 4 0 平方メートル |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 弘前市大字清野袋二丁目
1 4 番 1 5
畑
2 5 4 平方メートル |

売却区分番号 2

- | | | | |
|---|------------------|------------------|---|
| 1 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 弘前市大字向外瀬一丁目
1 0 番 6
畑
1 8 9 平方メートル |
| 2 | 所
地
地
地 | 在
番
目
積 | 弘前市大字向外瀬一丁目
1 0 番 2 2
畑
1 9 平方メートル |

見 積 価 額 及 び 公 売 保 証 金

- 注 1. 下記売却区分ごとに公売します。
2. 入札書は、売却区分ごとに入札してください。

売却区分	物件番号	一括売却	見 積 価 額 (最低公売価額)	公 売 保 証 金	備 考
1	1～2	一括	93,000 円	10,000 円	※農地
2	1～2	一括	15,000 円	2,000 円	※農地

そ
の
他
重
要
事
項

- 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については、登記簿等を閲覧するなどしたうえで入札してください。
- 入札当日には、次のものが必要となりますので、必ず持参してください。
 - ① 公売保証金 現金に限ります。
 - ② 身分を証明するもの 運転免許証、マイナンバーカード等。法人の代表者が入札する場合は、代表者の身分を証明するもののほか、商業登記簿謄本。なお、代理人が入札する場合は、委任状及び代理人の身分を証明するもの。
 - ③ 印鑑(ゴム印は不可) 個人が入札する場合は本人の印鑑、法人の代表者が入札する場合は代表者印と法人の印鑑。なお、代理人が入札する場合は、代理人の印鑑と委任する方の印鑑証明書。(委任者が法人の場合は法人登録印の印鑑証明書)
 - ④ 収入印紙(200円) 公売保証金を返還する際、入札者が法人の場合又は個人で営業者の場合に必要となります。
 - ⑤ 買受適格証明書 売却区分第1～2号は登記簿上地目が田又は畑ですので、農業委員会が発行する買受適格証明書が必要となります。
- 国税徴収法及び同法施行規則により暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。
- 公売は中止になる場合があります。
- 公売財産は、買受人が買受代金を納付した後に所有権が移転されます。
- 公売財産の権利移転につき、登記・登録をする場合の登録免許税等は、買受人の負担になります。
- 次順位買受制度があります。
- 公売財産は、公簿上の表示です。

公売公告第12号 別紙3	
その他の公売条件	
開札の方法	入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者が開札の場所に参加しないときは、徴収職員以外の者を立ち合わせて開札します。
最高価申込者の決定	入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額である者を最高価申込者とします。
次順位買受申込者の決定等	入札の方法により、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機器、債権または電話加入権以外の無体財産権等を公売する場合において、最高価申込者の入札価額(以下「最高入札価額」といいます、)に次ぐ高い価額(見積価額以上で、かつ最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。)により入札をし、次順位による買受けの申込みをする者があるときは、この者を次順位買受申込者とし、最高価申込者が買受代金を納付しない等の理由により、当該最高価申込者に対する売却決定が取り消された場合には、当該次順位買受申込者に対して売却決定をします。
買受人の制限	公売保証金の納付が無い場合、その他の公売公告の条件に違反した場合または国税徴収法第92条及び108条の規定により買受人になることができない者は、公売財産を買受することができません。
追加入札と抽選	最高価額の入札者が2人以上ある場合には、同価の入札者間で追加入札をして、最高価申込者を定め、追加入札価額が再び同価のときは、くじにより決定します。なお、追加入札をする場合の公売保証金については、当初に提出した公売保証金をもって充当します(追加して提出する必要がありません)。追加入札またはくじにより最高価申込者に決定されなかった入札者は、上記の次順位買受申込者の決定を受けることができます。なお、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が2人以上ある場合には、くじにより次順位買受申込者を決定します。
追加入札と棄権	追加入札をすべき者が棄権した場合、棄権した者については、当初の入札があったものとみなします。
再度入札	入札に際し、見積価額に達した入札者(買受人)がない場合には、直ちに再度入札を行います。
入札書についての制限	一度提出した入札書は、引換え、変更または取消しをすることができません。同一人が同一公売財産について2通以上の入札書を提出した場合は、そのいずれの入札書も無効とします。
抽選と棄権	抽選をすべき者のうち出席しない者、またはくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、代わってくじを引かせます。
権利移転の時期	買受代金完納の時とします。ただし、農地等の場合、買受人は買受代金納付後に農地法による許可の申請、協議または届出の手続きを行い農業委員会が交付する「許可書」、「協議が成立した旨を記載した通知書」または「受理通知書」を提示するとともに「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。なお、許可または届出が受理されない場合には、譲渡の効力は生じません。
危険負担の移転時期	同上。したがって、代金納付後は、買受人の所有となりますから財産の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
引き渡しの方法	当市は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また、当市は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。土地の境界については、隣接土地所有者との協議を要します。
権利移転の際の費用の負担	権利移転に係る費用(登録免許税、評価証明書発行手数料等)は買受人の負担となります。
売却決定日時等の変更	売却決定の日時まで、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び売却代金の納付の期限が変更される場合があります。
公売の取消	買受人が買受代金を納付するときまでに、納税者等が公売に係る滞納金額を完納したとき、または買受代金納付後でも公売処分を取り消すべき理由があるときは、公売を取り消すことがあります。
公売保証金の帰属	落札者または買受人の納付した公売保証金は買受代金に充当します。ただし、買受代金を期限までに納付しない場合は、公売を取消のうえ、公売保証金は滞納金額に充当します。不正入札等により国税徴収法第108条の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は当市に帰属します。